

## 1 自動車監査指導の現況

輸送の安全の確保が最も重要であるという基本認識の下、自動車運送事業の適正な運営を図るため、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大な法令違反の疑いのある事業者を優先的に監査対象とするなど、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的とした効果的な監査、及び監査の結果判明した法令違反に対する行政処分、並びに法令遵守意識の醸成のための呼出指導を実施している。

また、国土交通省では、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入され、神戸運輸監理部兵庫陸運部では、制度の浸透・定着を図るため、自動車運送事業者に対し運輸安全マネジメント評価を実施している。

第1表 平成28年度自動車運送事業の監査等状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
バス	1	2	1	2	1	4	3	4	74	4	6	7	109
タクシー	0	3	6	6	7	3	2	4	3	2	1	0	37
トラック	8	9	14	10	4	10	11	12	23	5	12	8	126
合計	9	14	21	18	12	17	16	20	100	11	19	15	272

※監査等は、臨店監査、呼出監査のほか、呼出指導を含む。

第2表 平成28年度自動車運送事業の行政処分等状況(監査による処分)

	許可取消	事業停止	車両の使用停止			警告	合計 件数
			件数	車両数	延日車数		
バス	0	0	7	12	160	10	17
タクシー	0	0	10	57	207	26	36
トラック	0	1	52	68	2,219	16	69
合計	0	1	69	137	2,586	52	122

※行政処分等の種類

軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、許可の取り消し処分を行政処分という。

また、行政処分に至らないもので軽微なものから順に、勧告、警告があり、これらを含めて行政処分等という。